

代々木公園マネジメントプラン


代々木公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	28-3
I 代々木公園の基本的事項	28-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 代々木公園の開園概要	28-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 代々木公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	28-9
2 取組方針	28-12
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	28-22
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
代々木公園の現況写真	
占用基準を緩和する区域図	
<資料編>	28-27
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 代々木公園に関する資料	



はじめに

「代々木公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 代々木公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・7・24号代々木公園
- ・位置 渋谷区代々木一・四・五丁目、代々木神園町、富ヶ谷一丁目及び神南一・二丁目各地内
- ・面積 65.80ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和51年7月13日 東京都告示第686号

(2) 代々木公園の基本的な性格・役割

代々木公園の敷地は、古来、「代々木の原」と呼ばれてきた広大な平地で、歴史の流れのなかで、陸軍代々木練兵場、戦後はワシントンハイツとして米軍の宿舎、東京オリンピック選手村と、その時代の象徴的な役割を果たしてきた。渋谷区のほぼ中央に位置し、隣接する明治神宮の森と一帯の緑となって都内でも有数の緑の豊富な地域となっている。JR山手線「原宿駅」、東京メトロ千代田線「代々木公園駅」、小田急線「代々木八幡駅」の3線が利用可能である等、立地の良さは群を抜いている。

なお、東京都地域防災計画及び渋谷区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

また、平成30年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定された。

(3) 整備計画

東京都市計画代々木公園について（昭和41年）

A地区は、神宮内苑の樹林に連担する最も森林公園的雰囲気濃い区域とし、大芝生広場を中心に中小園地の散在する、地形の起伏に豊んだ園地計画とする。

B地区は、渋谷口アプローチのコンコース的舗装広場と、A地区の樹林に連担する休養、修景地域に旧織田フィールド用地を利用した運動広場を加えた区域とする。

C地区は、道路造成に伴い飛地となった地区であり位置的条件より附近の住民のための児童公園区域として計画する。

都立代々木公園の整備計画（令和元年）※拡張区域のみ

計画地（都市計画代々木公園の南東端）は、代々木公園A地区・B地区の風景である森林公園の緑の連続性を感じられる景観と、まちに開かれた新たな顔を作りながら渋谷と原宿の賑わいを結びつけることを目指し、計画テーマを「緑の風景の中で人々が交流し、賑わいの拠点となる公園」とすることを目指している。

計画テーマを具現化するための計画コンセプトを以下の3つとする。

- ① 緑を意識する公園：代々木の森の一部となり、周辺の緑地や自然環境に配慮するとともに、道路や鉄道からの景観に配慮した緑地を創出する。
- ② 人が集う公園：時代のニーズに応える魅力的でまちに開かれた場を提供することで、多様な人々が集い、様々な価値観を共有できる交流空間とする。
- ③ 賑わいを創出する公園：緑をベースにした質の高い賑わい空間を提供することで、渋谷・原宿の賑わいを結ぶ拠点を創出する。

2 過去の取組の成果等

「代々木公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

(1) 過去の取組の成果

○東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する公園

施設改修等により、アクセスの利便性向上、施設の快適性向上に取り組んだ。また、おもてなしに関する取組として、魅力的なイベントの開催を複数開催した。

○民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

占用基準を緩和した地区においてイベントを複数実施した。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定し、防災関連施設を整備した。防災訓練に参加し、指定管理者としての防災への取組や発災時の公園への避難、防災トイレ・かまどベンチの組み立て方、子ども向け防災クイズのアプリ等の解説・紹介を行った。

○適正な利用を確保した安全・快適な都立公園

ホームレス調査や自立支援の取組を継続的に実施し、テント数やホームレス数が大幅に減少した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、モニタリングにより生物多様性の状況を随時把握するとともに、池清掃を実施し、バードサンクチュアリ内の良好な環境維持に努めた。生物多様性の普及啓発イベントとして自然観察会を実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

ランニング教室やユニバーサルスポーツ大会の実施等を通して、スポーツによる健康づくりを推進した。

(2) 代々木公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下のような方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・オリンピック・パラリンピック機運の醸成
- ・公園資源を活かした多様なイベントによるおもてなし
- ・バードサンクチュアリ等を活用した生物多様性の普及啓発
- ・公園利用の適正化

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・渋谷区地域防災計画（平成 30 年 12 月）

Ⅱ 代々木公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立代々木公園（よよぎこうえん）
開園日	昭和42年10月20日
開園面積	544,711.27 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	総合公園
所在地	渋谷区代々木神園町、神南二丁目
アクセス	JR山手線「原宿」・東京メトロ千代田線「代々木公園」、東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前（原宿）」、小田急線「代々木八幡」

(2) 主な公園施設

管理事務所、陸上競技場、サッカー・ホッケー場、野外ステージ、サイクリングコース、幼児用サイクリング広場、ドッグラン、バードサンクチュアリ、水回廊、オリンピック記念宿舎、駐車場（有料・24時間）

2 利用状況等

(1) 利用概況

A地区（公園北側地区）

休日は家族連れなどが非常に多く、中央広場や樹林地周りの草地で寝そべる姿やフリスビー、バドミントンなど軽い運動をしている人々が多く見られる。比較的若者たちで賑わっているが、バラやコスモスなどの開花期、紅葉シーズンなどはカメラを持った中高年層の姿も多い。また、園内全域で様々なサークルグループがそれぞれの活動をしている。

平日は一年を通して中央広場やパノラマ広場で幼稚園児の遠足や園外保育の姿が見られ、また、周辺の学校の生徒たちが周回園路でマラソンやストレッチなどを行っている。

B地区（公園南側地区）

競技場（織田フィールド）は陸上の大会や練習、企業の運動会などの利用が多いが、団体利用のない日は一般開放している。サッカー場は利用率の高い施設となっている。

イベント広場、野外ステージは主に週末にイベント等で利用されており、規模の大きなイベントの際には多くの人で賑わいを見せる。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	2,368,774	6,543,233	16,875,355	20,681,216	21,519,330

・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	317,182	256,680	136,199	116,738	79,557	154,333
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2,368,774	218,728	290,529	167,650	155,513	132,410	343,255

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

6団体・約216名が、花壇管理や清掃活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「バラフェスタ」「子どもあそびイベント」などが行われた。

Ⅲ 代々木公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

【プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト】

本公園においては、新たなにぎわいを創出するため、民間活力を導入した施設を設置予定である。本公園の魅力さをさらに高め、東京の活性化に寄与するため、民間事業者等と連携し、民間ノウハウを生かした施設だけでなく、公園全体の利用を促進していく。

◎主な取組確認項目：利用促進の取組、民間連携の取組

■目標3：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定避難場所（全域）
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（陸上競技場、サッカー・ホッケー場）
災害時臨時離着陸場候補地（陸上競技場）
- ・渋谷区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績

■目標4：適正な利用を確保した安全・快適な都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

ホームレスの新たな起居の防止等により、公園本来の適正な利用の確保に努めていく。

◎主な取組確認項目：適正利用の取組

■目標5：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標6：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標7：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標8：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・中央広場のあるゾーン
A地区の中央部で都心にあると感じさせない、周辺を緑に囲まれた広大な広場として、多様なレクリエーション利用に対応していく。
- ・丘の広場のあるゾーン
周辺を緑に囲まれた公園内では標高の高い位置にある広場として、休息や散策等の利用に対応していく。
- ・ドッグランのあるゾーン
中央広場の北側に位置している。ドッグラン利用者は、公園管理所で利用登録を行うなど、利用のルールを徹底する。
- ・みどりと集いのゾーン
南東側に位置している。豊かな緑がまちの中に浸みだしていく空間として、また、様々なニーズに対応し、人が集う賑わいの場とする。

C：イベント広場ゾーン

- ・イベント広場と野外ステージのあるゾーン
野外ステージを中心として、年間を通して開催される多様なイベント利用に対応していく。また、露天商や夜間の騒音などへも対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・樹林、桜の園、梅の園のあるゾーン
樹林地には、サルスベリの群落、大木のスズカケノキの森、枝を空いっぱい広げるケヤキ群、ムクロジやサイカチの大木などが、また、桜の園や梅の園などもあり、四季折々変化に富んだ姿を見せる樹林地の中で、休息や散策等の利用に対応していく。
- ・オリンピック記念宿舎や見本園のあるゾーン
1964年東京オリンピックのレガシーである「オリンピック記念宿舎」を適切に保全し後世に伝えるとともに、1964年東京オリンピック参加国のうち、22カ国から持ち寄られた樹木のある見本園についても、記念となる樹木として後世に伝えるよう維持していく。
- ・サイクリングコースのあるゾーン

サイクリング利用者はもとより、一般利用者との競合がないよう、安全確保に対応していく。

- ・ A地区とB地区をつなぐ橋のあるゾーン

井の頭通りに架かる2本の橋（A地区渋谷門からB地区イベント広場へ架かる展望デッキのある橋、A地区南門からB地区舗装広場前へ架かる橋）については、安全で快適に利用できるよう、また、公道上に跨る橋として管理していく。

G：スポーツゾーン

- ・ 陸上競技場のあるゾーン

通称、織田フィールドと呼ばれ、3種公認の競技場として維持管理していく。

なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で大規模救出・救助活動拠点候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・ サッカー・ホッケー場のあるゾーン

有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

なお、サッカー・ホッケー場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

- ・ ストリートバスケット施設のあるゾーン

陸上競技場とサッカー・ホッケー場の間の舗装広場に設置した施設であり、安全で快適な利用に対応していくとともに、多くの利用者が訪れるイベント時などには、特に安全の確保に努める。

I：修景ゾーン

- ・ 水景施設のあるゾーン

A地区の芝生広場につながる空間で、池と噴水とそれを臨むデッキやカナルなどで構成されている。樹林を背景に新宿副都心を望むことができ、代々木公園を代表する良好な景観スポットとして維持していく。

- ・ バラの園と花の小径のあるゾーン

園内に彩りを添えるバラなどの花木について適切な管理を行っていく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・ バードサンクチュアリのあるゾーン

野鳥の好む実のなる木を植え、湿地など自然の環境を再現した空間で、園内から野鳥の観察ができる。現在の樹林地、湿地等の自然環境と生物の多様性を維持、保全していくとともに、自然観察などの利用に対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・ 駐車場のゾーン

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図る。また、民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などへ対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 代々木公園



凡例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
C	イベント広場ゾーン
E	休憩・散策ゾーン
G	スポーツゾーン
I	修景ゾーン
K	環境共生・保全ゾーン
M	駐車場ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン

この図は、東京都目黒区(〒158)の代々木公園(東京都目黒区)にて作成されたものであり、その内容は、目黒区目黒区役所にて公表されています。

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらおう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 3種公認としての維持管理（陸上競技場）

日常的な維持管理のほか、公認を維持するため、定期的な補修等を行っていく。

② 原っぱと樹林地の維持管理

中央広場の芝生地を良好な状態に保ち、豊かな樹林地と広い原っぱを最大限に体感できるように、園地の維持管理を行う。

また、明治神宮の樹林との連続性や景観的な調和に留意した樹林地管理を行う。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①適正な公園利用の確保

ホームレスについては、関係各局、特別区による自立支援策との連携などにより、新たな起居を阻止するとともに、起居者への退去指導や特別清掃を実施し、公園機能の回復を図る。また違法な屋台等については取締りを徹底するなど、適正な利用の確保に努める。

②民間活力導入・パートナーシップの推進

都立公園の活性化や魅力向上を目的に、イベント広場・野外ステージにおいて、民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベント等を受け入れるため、占用許可の基準を緩和している。

また、B地区 飛び地北側において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入した施設の設置を予定している。さらに公園の魅力を向上させるため、その施設だけでなく、公園全体の利用を民間事業者等と連携して促進する。

③ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

④自然体験や環境教育の活動の場の提供

自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムなどにより、利用者が楽しみながら自然環境や生物多様性、自然環境が有する多様な機能などについての体験や学びができるよう、バードサンクチュアリなど、の資源を活かした取組を行っていく。

⑤スポーツ等による健康づくり

陸上競技場やサッカー・ホッケー場などを活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントを開催することにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

なお、A地区の再整備に当たっては、大池や水回廊の水景施設を通じて、にぎわいを創出するものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：4,300㎡

渋谷区神南一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：7400㎡

渋谷区神南一丁目

注) : 「事業促進区域」 : 既に事業認可を取得済の区域 (用地未取得地含む)
「新規事業化区域」 : 新たに事業認可を取得する区域

IV 図面・写真

現況平面図 代々木公園

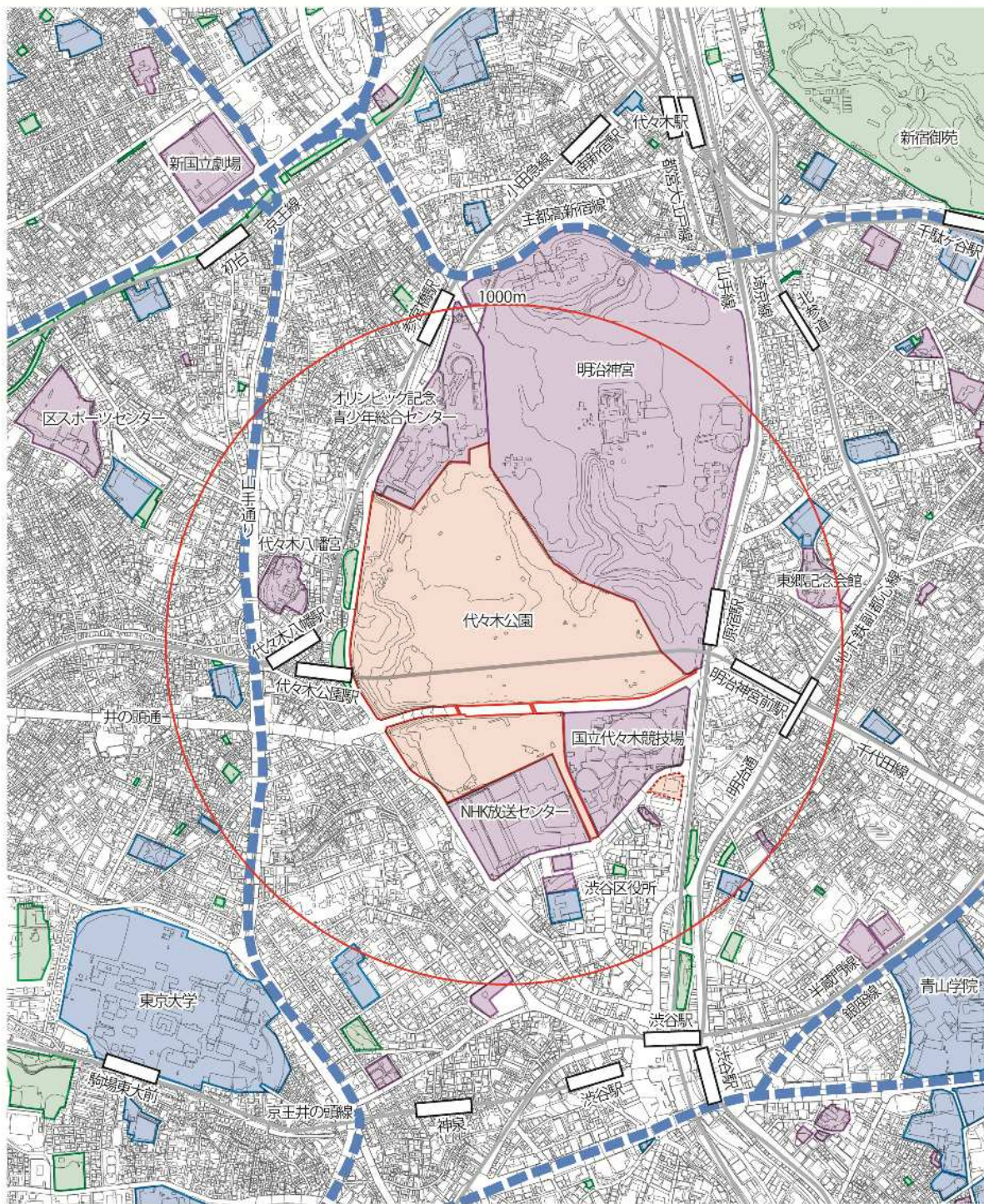




- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

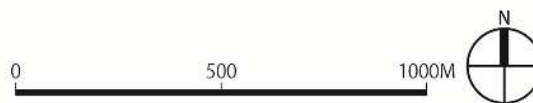
周辺土地利用図(地図)

代々木公園



この地図は、国土理院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地
- :学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



代々木公園の現況写真 【令和3年10月撮影】

①ドッグラン



⑤野外ステージ



②バードサンクチュアリ



⑥イベント広場



③バラの園



⑦サッカー場



④雑木林



⑧陸上競技場



代々木公園 区域図

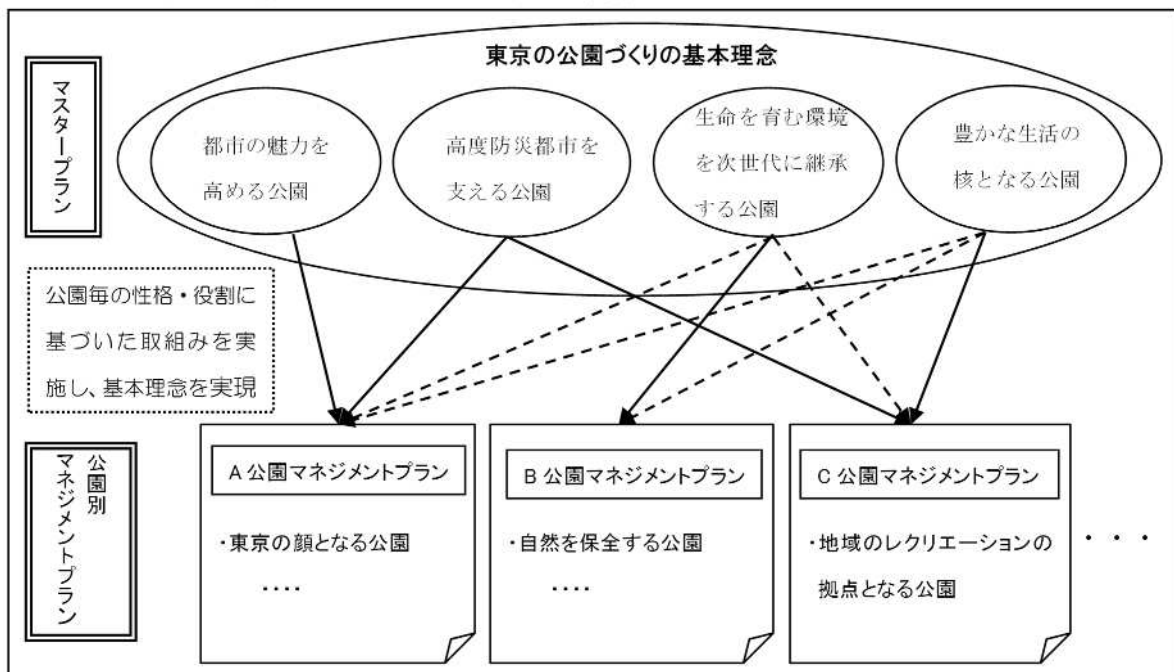


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、代々木公園が担うことになるプログラムには◎を、代々木公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 代々木公園

基本理念	プロジェクト	プログラム			
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし			
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	◎	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり	◎	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎	
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○		
高度基本防災理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎	
			非常用発電設備の導入	◎	
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○	
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	◎	
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○	
		環境負荷の少ない公園づくり	○		
に生命を継承する 環境を次世代へ	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎	
			既存公園の再生整備	○	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎	
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎	
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○		
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○	
			へブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	○	
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○	
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○	
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎	
			公園・動物園サポーター制度の実施	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
				鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

資料2 代々木公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 20 年 10 月 1945 年	駐日米軍の住宅施設敷地として接收される。
昭和 21 年 4 月 25 日 1946 年	東京復興山手環状緑地として計画決定される。(戦復 14)
昭和 25 年 3 月 2 日 1950 年	東京特別都市計画代々木公園(大公園)として計画決定 (建設省告示第 104 号)
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 35 年 8 月 1960 年	建設省告示第 32 号により、都市計画変更(高速道部分を廃止)
昭和 36 年 12 月 1961 年	建設省告示第 2888 号により、都市計画変更(放射第 23 号、補助第 53 号部分を廃止)
昭和 38 年 3 月 1963 年	建設省告示第 837 号により、都市計画変更 (NHK 及び区役所の区域を廃止)
昭和 39 年 8 月 9~10 月 1964 年	東京都立代々木公園計画設計懸賞募集要領を発表する。 東京オリンピック選手村
昭和 42 年 10 月 1967 年	B 地区の一部 7.9ha を開園 公園有料施設として、代々木公園陸上競技場及びサッカー・ホッケー場を設置
昭和 45 年 5 月 1970 年	35.3ha を追加開園
昭和 46 年 4 月 1971 年	11.9ha を追加開園
昭和 51 年 7 月 1976 年	東京都告示第 686 号により、都市計画変更 (「代々木緑地保全地区」に指定換え)
昭和 52 年 4 月 1 日 1977 年	「機能において一体性のない都立公園等の一部の取扱について」(S51.8.25.51 建公公第 204 号知事決定)により C 地区 1.0ha を地元渋谷区に移管する。
昭和 60 年 5 月 1985 年	B 地区に野外ステージ建設
昭和 61 年 12 月 1986 年	434 m ² を追加開園
平成 3 年 5 月 1991 年	A 地区に噴水、池の水を利用した水景施設設置
平成 12 年度 2000 年	噴水池、水上デッキ改修
平成 13~14 年度 2001~2002 年度	「花の小径」整備
平成 15 年度 2003 年	渋谷門橋耐震補強工事
平成 19 年 4 月 2007 年	ドッグラン開設

平成 24 年 11 月 2012 年	米国より日米友好の象徴としてハナミズキ 100 本寄贈
平成 30 年 2018 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。
令和元年 5 月 2019 年	東京都公園審議会「都立代々木公園の整備計画について」答申
令和 4 年 4 月 2022 年	0.4ha を追加開園

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・代々木公園は淀橋台地のほぼ中央の代々木台地に位置する。都市計画道路補助 53 号に面する西側の斜面及び明治神宮との境に残る谷戸地形の部分を除くと標高 33～36m のほぼ平坦地である。
- ・A 地区の北側と南西の一部が標高 36m と園内で最も高く、全般的に北側から南側へ緩やかに傾斜している。西側の斜面地部分においては、都市計画道路と公園の上位面との高低差は 10～15m 程度ある。
- ・B 地区園路部の標高は約 33m で平坦地であるが、渋谷ゲート方面に緩やかに下降している。
- ・代々木公園は全般的に常緑樹が多く、高木は大半が高密度な群として植えられており、緑の量はかなり充実している。

2) 社会的環境

- ・南側に国立競技場の第一、第二体育館、テニスコート、レストラン等、南側は NHK ホール、NHK 放送センターがある。北側は、明治神宮に接している。
- ・代々木公園、オリンピック青少年センター、NHK 放送センター、代々木体育館一帯は第 2 種風致地区に、明治神宮は第一種風致地区及び特別緑地保全地区に指定されている。
- ・JR 原宿駅及び東京メトロ千代田線明治神宮前駅から徒歩 1 分、渋谷駅から徒歩 15 分にある。また、東京メトロ千代田線代々木公園駅及び小田急線代々木八幡駅からいずれも徒歩 1～2 分の位置にある。
- ・井の頭通りが、公園を南北に分断している。また、西側に山手通り、東側には明治通りがある。
- ・B 地区園路の一部に渋谷区地下駐車場の出入口がある。

(3) 園内のトピックス

①中央広場

本公園の約 1/3 を占める広場。まわりのビルなどにじゃまされず、都心で数少ない「緑で縁取られた大きな空」を見ることができる場所である。

②樹林

イチョウの黄葉、武蔵野の風景・雑木林、珍しいサルスベリの群落、大木のスズカケノキの森、枝を空いっぱい広げるケヤキ群、ムクロジやサイカチの大木、春に一際美しさを見せるサクラの園、冬も緑のクスノキ、シイノキの森などがある。

③見本園

1964年東京オリンピックに参加した国のうち、22カ国が自国の代表的な種を持ち寄った。オウシュウトウヒ、ヒマラヤゴヨウ、オウシュウシラカバ、オウシュウカラマツなど、13種51本が現在でも残っている。

④バードサンクチュアリ

野鳥の好む実のなる木を植え、保護柵で囲ってある。サンクチュアリ内に立ち入ることはできないが、観察コーナーが設けられている。

⑤日本航空発始之碑

ここで、明治43年に日本で初めて飛行機が飛んだことを記念したもの。

⑥その他の記念碑

オリンピック記念碑、オリンピック記念宿舎、昭憲皇太后大葬記念碑、十四烈士自刃の碑、ケツアルコアトル（彫刻）、しあわせの像、国土緑化の碑などがある。

⑦展望デッキ

森林公園地区（A地区）と広場地区（B地区）を結ぶ展望台兼用の陸橋。長さ145m、幅6m、高さ6m。展望台の部分は少し広くなっており、ここから森林公園を眺めることができる。

⑧B地区飛び地北側

都立公園として初めてとなるP-PFI（公募設置管理制度）を活用した公園整備が予定されている。

（4）利用状況等データ

1）有料施設の利用状況

（件）

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
野外ステージ	73	9	109	128	123
陸上競技場	0	243	304	282	188

・運動施設

年間使用率（%）

施設名			3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
サッカー・ホッケー	昼間	平	43.3	27.2	27.2	33.3	37.6
		休	100	90.4	86.2	88.8	86.3
	夜間	平	0	33.3	46.4	45.2	45.2
		休	0	100	88.9	100	81.3

2）公園占用の状況

（件）

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	318	361	1,374	1,422	1,349
映画等の撮影	102	67	359	351	418
その他	157	156	191	264	260

3）主な催し物（令和3年度実施分）

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	11月～1月	—
	2	バラフェスタ	7月1日動画配信～ 10月15日～	570人

			11月14日 12月15日～ 12月22日 1月22日	
	3	技能見学会	7月日～動画 配信 12月14日	動画再生 回数 800回
	4	エクササイズイベント	7月1日～ 16日 11月7日	29人 74人
都民 協働	1	地域連携防災訓練	11月20日	204人
	2	キッズ防災	5月22日、 10月23日	—
	3	子どもあそびイベント	11月3日	約1,000人
	4	自然観察会	11月～3月	37人
	5	パークミーティング	2月25日 3月18日	13人 7人
	6	公園クリーンアップ活動	10月21日 10月24日	2人 30人
自主 事業	1	防災ライフ・フェスタ	3月11日	—
	2	飼い主のマナーアップ	マナーアッ プ期間 10月1日～ 12月31日 キャンペー ン期間 10月9日～ 11月30日	—
	3	東京2020大会記念イベント	11月6日	485人
	4	スポーツブランドの向上	10月23日、 24日 11月20日	112人 235人
	5	ジャズフェスティバル	3月13日	—
	6	自然とのふれあいイベント	10月3日 10月9日 12月5日	5人 16人 25人
	7	年末イルミネーション	12月5日～ 26日	—
	8	和の文化フェスティバル	11月7日	29人
	9	ミニガーデニングショー	3月12日 3月13日	—
占用 基準 緩和	1	フリーライブ	1月4日	—

「占用基準緩和」欄は、都立公園活性化のために都立公園条例に基づく占用許可の基準を緩和して実施されたもの。

4) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
武蔵野バラ会	フラワーランドバラ花壇の管理	43
代々木公園ボランティア	フラワーランドバラ花壇の管理、 樹木観察会など	65
NPO 法人 日本コミュニティガーデニング協会	花壇管理およびハーブ講座	30
代々木公園ドッグランサポーターズクラブ	ドッグランの管理運営等	7
代々木公園ガーデニングクラブ	花壇管理	11
特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所	花壇管理、清掃活動	60